（関西国際空港株式会社法の廃止）

**第十九条**　関西国際空港株式会社法は、廃止する。

（関西空港会社に対する指定会社のみなし指定等）

**第二十条**　関西空港会社は、この法律の施行の時において第十二条第一項第一号の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、第十三条第一項の規定は適用せず、同条第二項中「特定空港用地保有管理事業の開始前に」とあり、及び同条第三項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日以後遅滞なく」と、同条第五項中「前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後」とあるのは「この法律の施行の日の属する事業年度にあっては、同日以後」とする。

2　この法律の施行の際現に関西空港会社が保有している空港用地の区域は、この法律の施行の時において第十二条第一項の規定に基づき告示された区域とみなす。

3　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第三十四条第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「関西国際空港株式会社」とする。

（関西空港会社の最終事業年度）

**第二十一条**　関西空港会社の施行日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

2　関西空港会社の施行日の前日を含む事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第二十二条**　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第二十三条**　附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（航空法の一部改正）

**第二十四条**　航空法の一部を次のように改正する。

第五十六条の前の見出し中「第四号」を「第五号」に改め、同条第一項中「第四号」を「第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

（離島振興法及び沖縄振興特別措置法の一部改正）

**第二十五条**　次に掲げる法律の規定中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）別表㈣

二　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）別表七の項

（空港法の一部改正）

**第二十六条**　空港法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　大阪国際空港

第四条第二項中「第四号」を「第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第三項中「は関西国際空港株式会社」を「及び大阪国際空港は新関西国際空港株式会社」に改める。

第六条の前の見出し、同条第一項及び第九条第一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

第十一条中「関西国際空港株式会社」を「新関西国際空港株式会社」に改める。

第十五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十五条、第二十七条及び第三十一条中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

（行政事件訴訟法の一部改正）

**第二十七条**　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表中関西国際空港株式会社の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 新関西国際空港株式会社 | 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号） |

（行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十八条**　この法律の施行前に前条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された関西空港会社を被告とする抗告訴訟（附則第六条第二項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものを除く。）の管轄については、なお従前の例による。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正）

**第二十九条**　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条中「及び成田国際空港」を「並びに成田国際空港及び大阪国際空港」に改める。

第十一条第一項、第十六条の前の見出し及び同条第一項中「成田国際空港」の下に「又は大阪国際空港」を加える。

第二十条中「周辺整備空港」の下に「（他の法令の規定により機構以外の法人がその周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止するための事業及びその周辺における生活環境の改善に資するための事業を行うこととされているものとして政令で定める空港を除く。第二十八条第一項第三号及び第四号において同じ。）」を加える。

第二十一条中「大阪府」を「福岡県」に改める。

第二十三条第二項中「四人以内」を「一人」に改める。

第二十八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三十条第一項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改める。

第三十三条中「及び第三号」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

**第三十条**　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中関西国際空港株式会社の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 新関西国際空港株式会社 | 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号） |

別表第二関西国際空港株式会社の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 新関西国際空港株式会社 | 一　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この項において「設置管理法」という。）第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであって、次のいずれかに該当するもの<br>イ　関西国際空港及び設置管理法第九条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務<br>ロ　設置管理法第九条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務<br>ハ　イ又はロに規定する事業に附帯する事業に係る業務<br>二　設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの<br>三　設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務 |